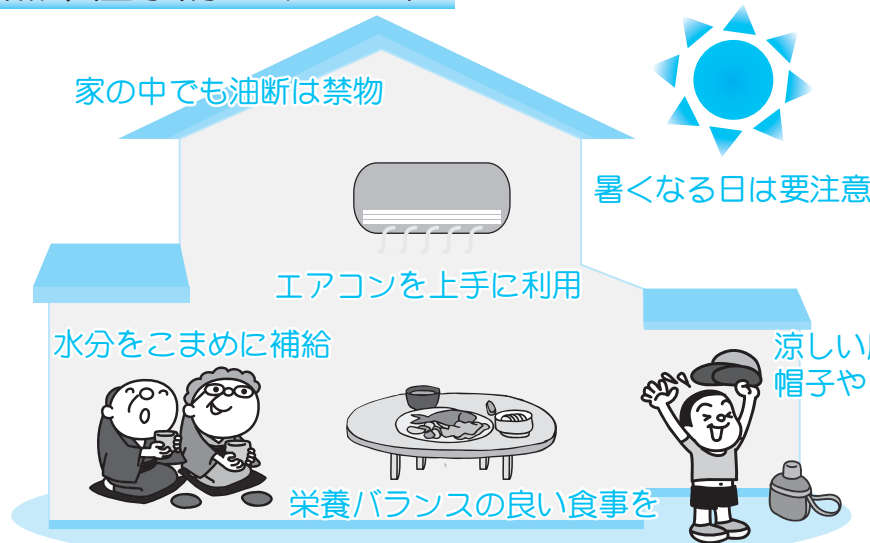


熱中症に気を付けましょう！

熱中症予防のポイント



7月～9月は熱中症が多発します。特に、7月～8月は発症のピークです。

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。

もし、身体の調子が悪いと感じたら、涼しいところへ避難し、近くの人に知らせましょう。また、ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

問合せ 健康増進課
(42)8421・FAX(42)2130

※『熱中症予防と対処方法』の詳細について、16・17ページ「健康日本21」でも、ご紹介しています。

夏の温暖化対策 キャンペーンにご協力を

冷房の使用で電力を始めたエネルギー使用量が増える夏がやってきました。

地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑えることが必要です。

暑い夏こそ、日々の過ごし方を見直し、省エネ生活を送ることが大切です。

▼夏のライフスタイル実践

実施期間 10月31日(月)まで

○家庭では、涼しい服装で冷房温度は高めに設定してください。ブラインドやカーテンで直射日光を遮ったり、ゴーヤなどのグリーンカーテンの設置により、体感温度を下げるができます。また、冷却ジェルシートなどの活用、きゅうりやトマトなど、体内から冷やしてくれる食べ物の摂取や夕涼みを楽しむなど、ひと工夫して取り組んでみましょう。

○オフィスでは、冷房温度は28度に設定し、快適に過ごせるよう、衣服の着方を工夫

夫しましょう。また、部分消灯の徹底や待機電力カットにも取り組みましょう。

問合せ 環境課 (48)033

1・FAX(48)2226

節水にご協力を

水は、私たちの生命を維持するために必要不可欠な資源です。

水需要も最盛期を迎え、各地で水不足が心配される季節です。

みなさんのご家庭でも、一人ひとりが節水を心がけ、限りある資源である水を大切に使いましょう。

▼水の上手な使い方

ちよつとした心がけで、たくさんのお水が節約できます。各ご家庭の状況に応じて、いろいろ工夫して上手に水を使いましょう。

＜＜節水のポイント＞＞

○お風呂の残り湯は、洗濯・拭き掃除・洗車・植木の散水に利用し、汚れが目立たないお湯は、もう一度沸かして再利用しましょう。

○シャワーの流しっぱなしはやめましょう。シャワーよ

りも浴槽にためて使うと、より節水になります。

○お米のとぎ汁などは、まき水に利用したり、植木への散水などに再利用しましょう。食器や調理器の油分は紙で拭いてから洗うと、かなりの節水になります。

○水道使用量を前回の使用量と比較し、どれだけ節約効果があったのか確認してみましょう。

▼水不足により予想される影響

水道水を送り出す圧力を下げる減圧給水や夜間の断水などを実施させていただく場合があります。

＜＜断水による影響＞＞

- ・家事の時間の大幅な制限
- ・消火活動・医療活動への影響
- ・入浴・洗濯・食生活への影響
- ・衛生状態悪化による食中毒などの発生

※これら渇水時の影響を最小限にするためには、日ごろからの節水の心がけが最も有効な手段です。

問合せ 水道管理課 (48)0

050・FAX(48)0120

参議院議員通常選挙 7月10日(日) 午前7時～午後8時

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。貴重な一票を大切に、みなさん揃って投票しましょう。

当日、仕事などで投票所に行けない人は、期日前投票をしましょう。今回の選挙では、既設の市役所に加え、新たに「マルエツ幸手上高野店(エムズタウン幸手内)」に期日前投票所を設置しますので、ご利用ください。

今回の選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。

【年齢要件】

平成10年7月11日までに生まれた人



期日前投票所のご案内

※会場により日時が異なりますのでご注意ください。

■ 市役所第二庁舎 1階第5会議室

6月23日(木)～7月9日(土)
午前8時30分～午後8時

■ マルエツ幸手上高野店(上高野 778)

7月4日(月)～9日(土) 正午～午後6時



問合せ 選挙管理委員会 ☎ (43) 1111 内線 513 ・ FAX (44) 0485

道路河川課からのお願い

問合せ 道路河川課 ☎ (43) 1111 内線 553、554 ・ FAX (42) 9115

乗り上げブロックなどの撤去を

車庫や駐車場の出入口前の道路に、車道との段差解消のため「乗り上げブロックや鉄板スロープ」などを置いていませんか？こうした「乗り上げブロックなど」の物件の設置は、通行の障害となり大変危険です。歩行者がつかずいたり、オートバイや自転車の転倒事故を誘発したり、思わぬ事故の発生原因になりますので、設置してある場合は、撤去をお願いします。

※撤去後の段差解消工事の実施には、申請が必要となり費用は個人の負担になります。詳細については、お問い合わせください。

道路に張り出した枝の切り取り

道路上に張り出した枝などは、歩行者や自動車等の通行に支障となります。これらが原因となり、歩行者や自動車等に事故が発生した場合、樹木の所有者が事故の責任を問われることもあります。

事故を未然に防ぎ、安心・安全に道路を利用するため、樹木の適切な管理をお願いします。

※ご自分で手入れができない場合は、業者やシルバー人材センターなどに依頼して、有料で行ってもらう方法もあります。



道路に穴があいていたら…

道路の破損を放置しておくと、車両事故や、歩行者のケガの可能性があります、非常に危険です。

市では道路の危険箇所の発見と補修に努めていますが、「道路に穴や陥没がある」「側溝のフタが壊れている」「ガードレールが壊れている」など、危険な箇所を見かけたら、現地の住所と目標物などをご確認の上、ご連絡をお願いします。

※私道や私有地については対応できません。



水の事故にご注意を！

海や川へレジャーに行く機会が増えるこの季節は、水の事故が増える季節でもあります。水の事故には十分注意しましょう。

また、遊水地(調節池)は、立ち入りが禁止された区域です。

釣りや水遊びなどのため、むやみに立ち入ることは絶対にやめましょう。